

第 587 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 13 年 9 月 14 日（金） 14:00～15:50
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題

- (1) 諮問事項

諮問第 277 号「経済産業省生産動態統計調査の改正について」

- (2) 部会報告
- (3) その他

- 4 配布資料

- 1) 諮問第 277 号「経済産業省生産動態統計調査の改正について」
- 2) 部会の開催状況一覧
- 3) 「指定統計調査の承認」の状況（平成 13 年 7 月・8 月分）
- 4) 平成 13 年 6 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 6 号）
- 5) 平成 13 年 7 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 49 巻・第 7 号）
- 6) 指定統計の公表実績及び予定

- 5 出席者

【委 員】

竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林統計調査部長、厚生労働省渡辺統計情報部長、
農林水産省神保企画調整室長、経済産業省石田統括経済産業調査官、
同高橋鉦工業動態統計室長、国土交通省中西情報管理部長、東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長、同北田統計審査官

- 6 議事概要

- (1) 諮問事項

諮問第 277 号「経済産業省生産動態統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 1 の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、経済産業省経済産業政策局調査統計部の高橋鉦工業動態統計室長が改正計画の説明を行った。

[質 疑]

竹内会長) 生産動態に関する統計は、状況変化に応じて改正しなければならない事項が多だろう。この改正案の基本方針は、しかるべき方向に沿ったものと考えられる。部会審議に際しては、一つ一つの項目をすべて細かく審議するのは膨大で難しいため、要領良く基本方針に沿った形で具体的に進めていくことになるだろう。

美添委員) 調査項目の見直しについての考え方は、基本的には大いに賛成である。調査結果に基づき作成する指数については、直接的には審議されない事項かもしれないが、検討に際しての重要な視点であると言えるだろう。

原材料欄については、既に合理化が実施されており、信頼性が確保できないものは削除されてきた経緯がある。これに対して、設備・生産能力欄については、更に拡充を図り、生産能力指数等について従来よりも精度を高めることとしているが、これは重要な視点であろう。

また、調査対象範囲の見直しについては、「裾切り」という表現が適切かどうかは分からないが、カバレッジを確保しながら負担を軽減することは従来から行われてきており、今回の改正では、その方向性を保ちながら調査負担を更に軽減する計画になっている。しかし、重要な業種と比較的雑多なものが集まっている業種とでは、従来から基準が異なっており、必ずしも年間出荷額 100 億円の基準だけで問題が解消したとは言えないはずである。したがって、次回以降の部会報告の際には、部会において、業種ごとにそれぞれどのような判断をしたか、重要な業種についてどのような検討をしたのか、御報告を頂きたい。

新村委員) 全体の合理化の方向性は評価できる。説明の中で「調査環境の悪化」について何度も言及されているが、具体的には「協力が得られない」という意味なのか。

また、本調査で電子的手法はどの程度採用されているのか。

さらに、調査対象品目の見直しに当たっては、年間出荷額 1,000 億円以上の商品のうち、現在、本調査で調査されていない品目を新規に採用するとともに、品目区分は年間生産額が 100 億円以上になるように統合し、一方では、その基準にかかわらず、最新の品目を採用している。最新の品目としてはどの程度あるのか。

高橋室長) 「調査環境の悪化」については、基本的には調査拒否に至る部分もあり、また、調査票が提出期日までに集まりにくくなり、早期公表という観点において足を引っ張る要素にもなってきている。そのような意味において「調査環境の悪化」が進行しているということである。

調査の電子化については、オンラインシステムによる調査票の配布・取集も既に導入しており、オンライン化率は対象数の約 12% 近くにのぼる。

また、年間出荷額 1,000 億円以上の商品に関しては、今まで対象ではなかった自動車のエンジン等を採用することを考えている。ニーズに基づき行政上必要とされるものは、年間出荷額の多寡にかかわらず出てくるものであり、年間出荷額 1,000 億円に達するまで採用しないということではなく、行政上、政策遂行に欠かせない情報については、その時点で追加するというのが基本的な考え方である。

篠塚委員) 改正の方向性には賛成する。その上で生産活動については数量だけではなく金額も把握することになっている。この金額は、実際にどのような形で統計に利用していくのか。

また、調査内容がかなり変わることになるが、継続性についてはどのように考えているのか。

新井補佐(経済産業省鉱工業動態統計室) まず、金額の分析をどのように利用するかについては、今後、詳細を検討していくことになるが、工業統計調査において、平成 11 年の出荷額、出荷量をみると、数量では伸びているが、金額ではマイナスとなっている品目もあった。各業種横並びで相対比較する場合、数量の指数のみで見てもやはり不適當だろうと考え、金額も把握することとした。

具体的な利用方法については、名目と実質の相違点、質的向上、品質変化に加え、価格への影響を分析できれば良いが、可能かどうかについては、これから検討していきたい。

データの継続性については、統廃合により、その対象品目が把握できない場合がある。完全に廃止される品目はわずかであり、統合品目が多いことから、一定の指数的な接続についての影響はないと考えている。ただし、廃止された個別品目については、過去の系列をトータルベースの表章では落とすこととしており、平成14年の調査品目に合わせた表章にするよう整理していきたい。

須田委員) 電気機械といった新しい分野に関して、かなり詳しい調査を行うことは望ましいことであるが、内訳項目のうち輸出入については、貿易統計により代替可能であることから、調査しないこととされている。しかし、電気機械は、生産が非常にグローバル化しており、生産委託を始め部品でも国際化が進んでいる中で、輸出入項目を廃止すると、国際的な生産拠点等、生産がどのように行われているか把握できなくなるのではないか。

新井補佐) 本調査は、国内の鉱工業品目の生産、出荷、在庫の動向を把握するものであり、グローバル化の観点から、海外のデータを調査することは残念ながらできない。本調査で指定された品目を海外に売った場合には、輸出内訳として「海外向け」というような形で把握するのみであり、グローバル化や部品の生産拠点のデータが得られる調査ではない。

須田委員) 例えば、生産委託が海外か国内かについては、輸出入の項目で把握できるのではないか。

新井補佐) 本調査では、細かい部品まですべて把握することはできないため、特定の品目を絞った上で、製品ベースで販売先を調査しているが、生産委託で海外から輸入したものを把握する調査項目にはなっていない。

菅野委員) 今回の改正案に直接関わる問題ではないが、私どもが本調査結果を実際に利用するときは、鉱工業生産指数（IIP）としてみているが、品目の統合・削除・追加による影響はあるのか。あるいはIIP自体に何か追加的なインフォメーションが入るようになるのか。

新井補佐) 今回の改正案では、対象外になる指数採用品目として大きなものは約1万分の25のウェイトを持つ石炭であるが、その代わりとして、新規採用品目となる自動車のエンジンは約2兆円の生産規模を持っており、鉱工業生産指数（IIP）の精度はより確かなものになると考えている。

また、設備・生産能力欄についても拡充しており、調査しにくい部分とされていたリチウムイオン蓄電池、シリコンウエハ等についても調査可能になり、最終物のIIP精度がより向上するのではないかと考えている。平成12年の基準改定では、それらの採用を予定している。

飯島委員) 本調査の改正については、何度か話を伺っているが、基本的には、調査項目・調査対象品目・対象範囲・調査票の見直しの考え方の方向性は、評価できる。生産財を製造する企業は、変化のスピードが遅いとされているが、最近では相当変化してきている。産業構造の変化に合わせて、本調査の考え方を見直すという方向には賛成である。

大きな点ではないが、労務欄の見直しに当たって、雇用形態が多様化し、一律的な調査が難しいため、今回、「月間実働延人員」の調査項目を廃止するとしている。実は各企業とも、特に第3次産業において顕著であるが、パート、派遣社員等、雇用形態の多様化が進み、正社員をできるだけ少なく抑え、雇用の多様化を進め、企業のダイナミックさを保っていく方向に動いている。考え方の方向としては、「月間実働延人員」の把握も考慮に入れる必要があるのではないか。

本調査の対象となっている「月末常用従業者数」は、対象事業所数を把握する前提として従業者数を把握すれば良いという限定的な使い方であればこのままで良いが、一般論としては、雇用形態の多様化という実態に即してみれば、あらゆる統計に延べ人員という考え方を持っていたきたい。

竹内会長) 雇用形態の多様化が非常に重要な問題であることは理解できるが、本調査で把握するのは無理ではないのか。雇用形態の多様化に関する調査は、もう少し雇用統計といった別の面で充実する必要があると考えるが、せいぜい工業統計調査レベルにとどまるのではないか。毎月調査で、しかも品目ごとに調査する本調査で、品目に対応する人の実数的規模を把握することには無理があり、私としては、むしろ改正案に近い考えを持っている。

飯島委員) 原則的には了解している。ただし、これからは、社長一人がいて、従業員は全てアルバイトという形態も考えられる。

竹内会長) 別の形態で調査を行う必要はあると考えるが、本調査では無理ではないか。

篠塚委員) 確かに、雇用とか労働の多様化について、本調査で把握することは無理と考える。事業所の最大の生産量を生産能力としているが、これに関しては、常用労働者だけではなく、現行どおり「月間実働延人員」という形で調査項目を入れている方が望ましい。調査が困難であることから、この項目を外すとしているが、最大の生産量を把握するのであれば、常用労働者数だけではなく、期間工等をすべて含めた延べ人員が必要ではないのか。

確認であるが、ここで言う延べ人員は、マン・アワーで計上され時間が入っているということか。

新井補佐) 就業時間の長短を問わず実際に出勤した延べ日数である。

篠塚委員) その場合、期間工等をすべて含めた者の延べ日数となるのか。

新井補佐) 常用労働者が働いた日数である。

篠塚委員) 最大の生産量を把握するのであれば、多様化に関しては、どのような形態の労働者が含まれているかの把握は困難であっても、延べ人員は必要ではないのか。

新井補佐) 本調査では、現在、生産能力を十分把握できないものについては、「月間実働延人員」の項目は継続して調査するが、ある程度業種の稼働率等で生産能力が分かるものについては、同調査項目を外すことにしている。例えば、化学等では、プラントは24時間操業であり、労働力の増減は生産能力に影響を与えない。ただし、保守要員が加わると能力的な変化はないが、人数だけ増えるということもある。

篠塚委員) それらは把握しているのか。

新井補佐) 化学等では、業種の稼働率は十分把握しており、「月間実働延人員」の調査は不要である。一方、機械等、生産能力を十分把握できない分野については、継続的に延べ

人員を調査していく。

飯島委員)今の点は、本調査で労務欄を何のために設けるのかということが基本にあると考える。大切なことは、雇用統計でしっかり押さえしていく必要があるということではないのか。

また、本調査結果は、日本全体の鉱工業生産の状況を把握し、判断する重要な基礎データである。そう考えると、GDPに加え、鉱工業生産の動向は、企業側にとっても、あるいは国の政策面でも非常に重要である。

そこで、経済産業省所管以外の生産動態に関する統計調査の現況はどのようになっているのか、お伺いしたい。特に、厚生労働省所管の分野、農林水産省、旧郵政省の分野がある。そこでも同じように産業動態の変化に対応した、最もビビットな産業実態を反映した生産動態統計調査を行うということではな

いのか。

竹内会長)統計基準部の考えはどうか。

北田審査官)「生産」という意味では、経済産業省所管以外の分野でも大きく変化してきており、「統計行政の新中・長期構想」においても、全体として世の中の流れを的確に把握し、統計を整備していく方針が打ち出されている。したがって、個別の統計ごとに統計審査等を通じ、できる限り整合性を持たせた作業を行っていくことになるのではないか。

それから、特に最終的な生産物である鉱工業生産指数(IIP)は、全体として様々な業種の品目も入った形で構成されており、トータル的に生産動向をみることでできる成果物の一つであり、このような点については、統計審査等において留意していくべきであると考えている。

竹内会長)そのようなところも考慮し、バランスをとった形で整備していかなければならないと考えるので、十分留意していただきたい。

また、金額項目は、非常に重要ではないかと考える。例えば、鉄鋼については、最近単に数量だけではとらえられない質の変化がある。鉄鋼について金額項目は入らないのか。

鉱工業生産指数(IIP)は、景気判断等様々な分野で使われているが、本当に物量的な数量をとらえるのみで良いのか。もちろんヘドニックアプローチ等の手法の議論を始めると際限がないが、やはり金額と数量とをうまく勘案していかなければならない。生産指数の計算に質の考慮はどこまで入るのか。

新井補佐)鉱工業生産指数(IIP)では、同じ鉄であっても、製鋼、粗鋼等に品目を分けて、なるべく質的变化をとらえられるようにしてきた。今後も質的变化を数量や指数で反映できるようにするため、ある一定規模を持っている品目について特掲する等により、質的变化をとらえられるようにする。それでもとらえきれないものは、金額を把握し分析せざるを得なくなると考えている。

しかし、私どもが本審議会では指数について言及するのも所管外と考えられるので、説明はここでとどめたい。

竹内会長)そのような考えに基づけば、金額をとらえる方が望ましい。むしろ、すべて金額をとらえていく方が望ましいのではないか。

新井補佐) 今回の改正案では、金額を新たに調査するのは、非金属鉱物とコークスのみとなるが、残りの業種については、業界、メーカー等とも相談しながら、今後2年間かけて調査実施が可能かどうか検討したい。調査の業種によっては、下請事業者や金額の評価問題等の整理が難しい分野があるので、調査客体の協力や業界の了承を得た上で、整理しながら金額項目を調査していきたい。

菅野委員) 今の点に関して、分かる範囲でお答えいただきたい。本調査は、原則として事業所を単位としているが、今までの審議では、事業所単位の調査は金額を把握することが難しいとしている。数量は割に分かりやすいが、価格の問題が入ってくることから、本社でなければ分からない等の問題はないのか。

新井補佐) 具体的に、石油や石油化学分野では、価格が半年後に決まる商慣行の問題がある。機械分野では、販売・在庫管理は本社一括であり、事業所ごとで販売金額を管理することは難しい。例えば、機械分野では、本社を対象にして金額を報告していただいているケースがある。どのような手法を取り入れて金額項目を調査すれば、報告が可能となるのか、今後とも検討しながら対応していきたい。

竹内会長) 本調査は重要な統計調査でもあり、いろいろな意見をいただいた。本件については、鉱工業・建設統計部会において審議していただくこととし、清水部会長に願います。

(2) 部会の開催状況

1) 産業分類部会

平成13年6月15日に開催された第7回産業分類部会(議題:「大分類D－鉱業について」、「大分類K－金融・保険業について」及び「その他」)、7月6日に開催された第8回産業分類部会(議題:「大分類F－製造業について」、「大分類G－電気・ガス・熱供給・水道業について」及び「その他」)、7月19日に開催された第9回産業分類部会(議題:「大分類A－農業について」、「大分類B－林業について」、「大分類C－漁業について」、「大分類R－公務について」及び「その他」)、8月3日に開催された第10回産業分類部会(議題:「持株会社について」、「本社について」、「一般原則について」及び「その他」)、8月24日に開催された第11回産業分類部会(議題:「大分類H－情報通信業について」及び「その他」)及び9月7日に開催された第12回産業分類部会(議題:「大分類P－複合サービス業について」、「大分類Q－その他のサービス業について」及び「その他」)の開催結果について、舟岡部会長から報告が行われた。

[質 疑]

篠塚委員) 「大分類B－林業」、「大分類C－漁業」の中分類にサービス業と称するものはないが、「大分類A－農業」のみ農業と農業サービス業とに分かれる理由は何か。

また、「大分類P－複合サービス業」の名称については、前回の審議会においても議論があったが、大分類の名称は即座に分かりやすいものにすべきであると思う。「複合サービス業」という用語をわざわざ用いなくても、「大分類G－電気・ガス・熱供給・水道業」と同様に、「郵便局・協同組合」とすれば一目瞭然で分かりやすいのではないか。

舟岡委員) 最初の点について、「014 農業サービス業」は農業に附帯するサービスとして分類されており、同様に「林業サービス業」も小分類で立っている。

篠塚委員) それならば問題ない。

舟岡委員) 次の「大分類P－複合サービス業」についての名称は、ご意見等を踏まえ部会で審議したい。

竹内会長) 結果概要の議題「本社について」に、「例えば、管理業務が9割、その他の産業活動業務が1割の場合であっても、他の1割の産業活動業務から生じる収入等に着目して当該業務の格付けが行われている」と記述されているが、これは現状がそうかどうか。

舟岡委員) これについては、一般の常識からみて、どうも適当ではないのではないかという意見がある。

竹内会長) 甚だ適当ではないように思える。

舟岡委員) ただし、現在は、収入額又は販売額によって格付けをすることになっており、管理業務は収入額がゼロであるため、基準に当てはめると収入額のあるその他の業務で格付けすることになる。

竹内会長) これは、現実的に事業所・企業統計調査あるいは国勢調査でも同様か。

舟岡委員) 国勢調査については微妙なところがあるが、基本的には同様であると思う。

竹内会長) 意外なことであり、一般的でないことが行われているということではないのか。

美添委員) 市場に現れる経済活動で分類するのが従来からの原則であり、それを適用しているという意味では間違いとは言えない。

竹内会長) 一般的でないと思う。

美添委員) 本審議会では個別の細かい分類について議論するのは不適當と思うが、一般原則については次回以降部会において議論するのか。

舟岡委員) 一般原則は、部会において十分審議したとは言えない。一般原則については委員からアイデアを出していただき、時間をかけて検討したい。

竹内会長) 答申案が出る前の全てを取りまとめた時に、一般原則の原案が提示されると理解してよいか。

舟岡委員) そのとおりである。

美添委員) 一般原則については、本審議会の場で時間をかけるのがふさわしいのではないか。

2) 企業統計部会

平成13年7月6日及び7月26日に開催された第66回及び第67回企業統計部会(議題:「個人企業経済調査の改正について」)の開催結果については、次回の審議会で報告することとされた。

3) 運輸・流通統計部会

平成13年7月26日及び8月8日に開催された第106回及び第107回運輸・流通統計部会(議題:「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」)の開催結果について、美添部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 需給・流通統計調査は物資不足の時代に、どのように物資を供給するかという観点から行われてきたものであり、現在では必要性が低下している調査も多いと考える。

ただ、石油は将来的に不足する危険性がまだ存在し、石油製品需給動態統計調査（指定統計第 51 号を作成するための調査）の必要性は認められるが、その他の需給・流通統計調査の必要性は低下していると考えられる。行政施策上重要なデータを把握する必要性はあるが、指定統計調査として継続する必要性はなく、この改正案の方向で良いと考える。

また、外部委託の件は、前例がないものではなく、手続上の枠組みを整えていく必要があるだろうが、今後も同様のケースが想定され、むしろ効率的に実施できる場合もあると考えられる。

(3) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の北田統計審査官から、「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「船舶船員統計調査」の統計法第 7 条第 2 項による承認について、資料 3 により報告が行われた。